

II 学校安全の推進

学校安全は、児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全の活動としては、「安全教育」「安全管理」、そしてこの両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」から構成されている。

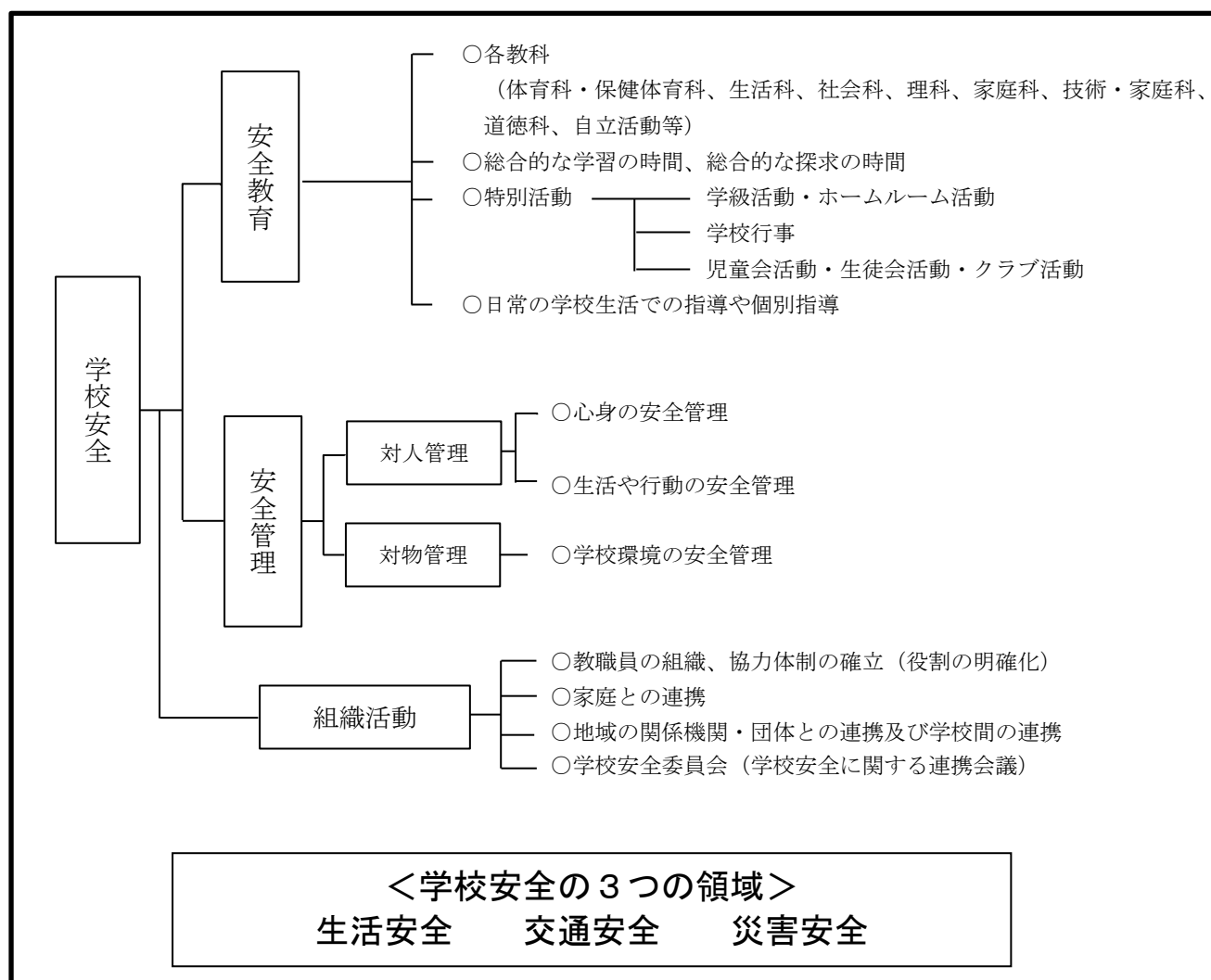
安全教育は、大きく二つの内容がある。安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力、表現力等を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにする内容と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する、より実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う内容である。

前者は、各教科や総合的な学習の時間などで取扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事・課外指導で取り上げられる。

安全管理は、児童生徒等の心身や様々な生活、行動の管理からなる「対人管理」と学校環境の管理である「対物管理」から構成される。

安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域との連携しながら、学校安全に関する**組織活動**を円滑に進めていくことが必要である。

また、学校安全は「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域から構成されている。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故・災害を、「交通安全」では、様々な交通場面における危険と安全を、「災害安全」では、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、雷のような自然災害を取り扱う。



〈安全教育〉

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことを目指して行われるものである。

ア 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- ・学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ・事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ・誘拐、傷害等の犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域での犯罪被害の防止
- ・スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方
- ・消防署や警察署など関係機関の働き

イ 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。また、「交通の方法に関する教則」(国家公安委員会告示)の徹底や「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」(平成30年4月施行)を推進する。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- ・道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ・自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ・自動車の特性の理解(死角、内輪差等)
- ・交通法規の正しい理解と遵守
- ・運転者の義務と責任についての理解と安全な行動の仕方

ウ 災害安全(防災)に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- ・火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・風水(雪)害、落雷等の自然災害等発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方と安全な行動の仕方
- ・災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ・地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ・災害時における心のケア
- ・新たな危機事象における安全な行動の仕方

〈安全管理〉

児童生徒の安全を確保するために、環境を整えることを目指して行われるものであり、事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去する。また、万が一事件・事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立する。

ア 安全管理の内容

生活安全	(ア) 施設・設備、器具、用具等の安全点検の実施と改善措置 (イ) 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項 (ウ) 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査 (エ) 校内及び地域における誘拐や傷害等の犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項 (オ) その他必要な事項
------	--

交通安全	(ア) 通学路の設定と安全点検 (イ) 通学に関する安全の決まり・約束等の設定 (ウ) 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関する決まりの設定 (エ) 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査 (オ) その他必要な事項 ○ 通学に関しては、誘拐や傷害等の犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮
災害安全	(ア) 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 (イ) 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 (ウ) 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 (エ) 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 (オ) 局地的大雨、落雷、突風・竜巻等による事故を未然に防ぐために、積極的な気象情報の入手とその情報の活用による安全の確保 ※1 (カ) その他必要な事項 ○ 災害安全では、自然災害以外の火災等も選択
3領域にまたがる項目	(ア) 学校環境の安全管理 ○ 校舎内外等の安全管理 ・災害等発生に備えた安全管理 (イ) 事件・事故災害発生時の危機管理 ○ 危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）の作成・周知 ○ 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制 ○ 火災、地震、津波、風水（雪）害等災害発生時等の安全措置 ○ 学校への不審者侵入時の対応 ○ 登下校時における緊急事態発生時の対応 ○ 心肺蘇生の対応（AED操作方法を含む）及び応急手当による緊急時の対応力の向上と、教育課程に応じたAED設置の工夫

※1 天候急変に対する備え

- 天気予報と気象に係る警報、注意報等の情報収集
 - ・テレビ、ラジオ、PC、携帯端末、簡易型雷探知機等の活用
 - ・気象庁ホームページ「レーダー・ナウキャスト」の活用
 - ・目視、聴覚等で、雲の色、雷鳴、急激な気温の低下等への留意
- 入手した情報の周知
 - ・朝の職集や日報、職員室前面黒板、移動式案内板で、全職員に周知する。
 - ・警報や注意報が発令された場合、校内放送、小旗、移動式案内板等で、校舎内及び屋外の運動場等にも周知する。下校時に気象状況が急変した場合は、無理に下校させず、校内待機や集団下校、保護者への引渡しなどを実施する。
- 部活動（校外での練習や練習試合等を含む）や校外活動での対応
 - ・気象の急変による計画の変更や中断・中止の判断基準と、それを判断する責任者を事前に確認しておく。
 - ・万が一の場合の避難方法やAED設置場所等の確認、安全対策を万全にしておく。
 - ・部活動等で他校と共に活動する場合は、予め前述の各校の責任者、引率者間で共通理解し、共通行動がとれるようにする。

イ 安全管理の留意事項

安全教育と安全管理の一体的な活動を展開することによって、はじめて学校の安全が確保できる。

安全管理は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境整備等は、児童生徒がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。

また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

〈組織活動〉

ア 教職員の役割と校内の協力体制

(ア) 校内の協力体制

- 校務分掌、校内規程等における教職員の役割分担と責任の明確化

(イ) 教職員の共通理解と研修

- 事故防止や危機管理マニュアル等、学校安全に関する教職員の確かな共通理解
- 教職員の学校安全に関する資質・能力を向上させるための研修の計画と実施

イ 家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携

(ア) 家庭・PTAとの連携

- 学校での指導の周知・定着のための情報発信と家庭の実態・意識等の情報収集
- PTAとの連携・協働による安全に関する行事やパトロール・点検等の取組の推進

(イ) 地域社会や関係機関等との連携

- 平素からの顔の見える関係づくり
- 各種行事等の実施における協力や情報共有・一体となった取組

〈学校安全の根拠法令〉

学校保健安全法（平成 21 年 4 月 1 日施行）

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第 3 章 学校安全

第 26 条 学校安全に関する学校の設置者の責務

第 27 条 学校安全計画の策定等

※安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画の策定

第 28 条 学校環境の安全の確保

第 29 条 危険等発生時対処要領の作成等

※いわゆる危機管理マニュアルの作成

第 30 条 地域の関係機関等との連携

学校保健安全法施行規則（平成 21 年 4 月 1 日施行）

第 6 章 安全点検等

第 28 条 安全点検

※每学期 1 回以上の安全点検の実施

※必要があるとき、臨時の安全点検の実施（第 2 項）

第 29 条 日常における環境の安全

※日常的な（安全）点検の実施

小学校学習指導要領（中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領で同様の規定）

第 1 章 総則 第 1 小学校教育の基本と教育課程の役割 2（3）

第 2 教育課程の編成 2（2）

第 5 学校運営上の留意事項 1 イ 【新設】

消防法施行令 【避難訓練等を実施する根拠】

第1章 火災の予防

第3条の二 防火管理者の責務

- 防火管理者は、消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び整備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

〈学校事故対応に関する指針〉（平成28年3月31日 文部科学省初等中等教育局長）

指針のポイント（概要）

1 事故発生の未然防止のための取組

- ・教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- ・安全教育の充実、安全管理の徹底
- ・事件事例の共有（情報の集約・周知）、緊急時対応に関する体制整備
- ・保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- ・学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2 事故発生後の取組（初期対応）

- ・応急手当の実施
- ・被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応
- ・学校の設置者等への事故報告、支援要請

【対象となる事故】 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故

【報告先】 市区町村立学校（指定都市立学校を除く。）の事案の場合は、都道府県教育委員会に報告。死亡事故については、国まで報告する。

3 基本調査の実施

- ・学校による基本調査の実施（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）
- ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

4 詳細調査への移行の判断

- ・学校の設置者による詳細調査への移行の判断（被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮）
- ・少なくとも以下の場合には詳細調査実施
 - ①教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - ②被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ③その他必要な場合
- ・学校の設置者による中立的な立場の外部専門家等調査委員会の設置および実施

5 再発防止策の策定・実施

- ・学校及び学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況を、適時適切に点検・評価を実施する。

6 被害児童生徒等の保護者への支援

- ・被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- ・児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- ・災害共済給付の請求
- ・コーディネーターによる事故対応支援（コーディネーター役は、事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員又は事故対応に精通した学識経験者が想定される。）

〈第2次学校安全の推進に関する計画〉（平成29年3月31日 文部科学省初等中等教育局長）

第2次学校安全の推進に関する計画とは、これまでの国の取組の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな5年間（平成29年度から平成33年度まで）における施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしたものである。

計画のポイント（概要）

1 目指すべき姿

- (1) 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とする。同時に、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

2 推進方策

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

【具体的取組】

- ・学校における人的体制の整備
- ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底
- ・学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

(2) 安全に関する教育の充実方策

全ての学校において、学校安全計画に安全教育の目標を位置付け、これに基づいて、カリキュラム・マネジメントの確立と主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの授業改善により、系統的・体系的で実践的な安全教育を実施する。

【具体的取組】

- ・「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進
- ・優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実
- ・現代的課題への対応

(3) 学校の施設及び設備の整備充実

安全対策の観点からの老朽化対策を推進するとともに、私立学校における構造体の耐震化の完了に向けて、早急に対策を実施する。

【具体的取組】

- ・学校施設の安全性の確保のための整備
- ・非常時の安全に関わる設備の整備充実

(4) 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

全ての学校において、外部の専門家や関係機関と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクル（PDCAサイクル）として実施する。

【具体的取組】

- ・学校における安全点検
- ・学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等

(5) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

全ての学校において、保護者や地域住民、関係機関との連携・協働に係る体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組む。

【具体的取組】

- ・家庭、地域との連携・協働の推進
- ・関係機関との連携による安全対策の推進

1 安全教育

(1) 生活安全教育

ア 現 状 (不審者被害の内訳)

(令和2年2月14日現在)

校 種	小学校		中学校		高等学校・特別支援学校		合 計	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
学校侵入	0	0	0	0	0	1	0	1
通り魔 (猥褻を含む)	2	1	1	0	0	2	3	3
連れ去り	0	0	0	0	1	0	1	0
その他	0	0	1	0	0	0	1	0
合 計	2	1	2	0	1	3	5	4

※特別支援学校児童生徒は、該当する校種に含む。

(参考) 脅迫・爆破予告等の件数

校 種	小学校		中学校		高等学校・特別支援学校		合 計	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
脅迫・爆破予告等	2	3	2	2	1	7	5	12

※脅迫・爆破予告等の校種別の件数は内容によるカウント

(例：同一事件で、小学校・中学校が共にかかわる場合は、それぞれにカウント)

イ 課 題

- (ア) 児童生徒の防犯意識と実践力を向上させるため、指導時間等の確保と指導内容・方法の工夫・改善を図ること。
- (イ) 教職員の危機管理意識の向上や、危機管理体制を確立するための研修の充実を図ること。
- (ウ) 関係機関等や地域との連携を図ること。

ウ 対 策

- (ア) 学校安全計画や年間指導計画の見直しを行う。
 - 児童生徒の実態や発達の段階に応じた指導内容を選択し、指導内容に応じた指導時間(一単位時間の指導、短時間での指導)を配当する。

- ・安全教育指導資料(平成22年3月埼玉県教育委員会)の活用(第2章生活安全P.24~31)
 - 家庭・地域・関係機関と連携した実践的な防犯訓練等の計画を位置付け実施する。
- (イ) 教職員研修の実施と家庭・地域、警察等の関係機関と連携した取組の充実を図る。
 - 教職員等の研修(防犯訓練を含む)を学校安全計画へ位置付ける。
 - 近隣の学校間(幼保・小・中・高等学校・特別支援学校等間)及び警察署等における情報の共有化ならびに情報交換体制を整備する。

- ・「防犯速報」(埼玉県警察本部生活安全企画課発行)の活用
 - ・埼玉県警察本部ホームページからの情報収集
 - ・埼玉県県民生活部防犯・交通安全課ホームページからの情報収集
- (ウ) 保護者・地域住民の参加や警察等の関係機関と連携・協力により、地域安全マップの見直しや防犯教室等を実施する。
 - スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども110番の家」等との連絡・協力体制を整備し、一層の連携を強化する。

1 防犯に関する指導の実施

- 防犯（不審者対応を含めた）に関する指導が、学校安全計画に位置付けられ、計画的・継続的に行われているか。
- 家庭・地域・関係機関と連携し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・防犯訓練を実施したか。
- 地域安全マップの作成・見直しを行い、子供や保護者、地域に周知したか。

2 不審者対応の危機管理体制の整備・確立

- 不審者対応の危機管理マニュアルの見直しを行ったか。
- 不審者侵入等の緊急事態発生時の対応及び情報伝達・連絡・報告等の情報共有体制は整備されているか。
 - ・校内の教職員や児童生徒への情報伝達
 - ・児童生徒の安全確保
 - ・負傷者等の応急手当、医療機関への搬送等の対応
 - ・保護者、警察・消防署等の関係機関、教育委員会への連絡・通報・報告
- 登下校時や校外学習時の緊急事態発生時に、「子ども 110 番の家」や地域の人が、子供の避難誘導や通報を行う体制を整備しているか。
- 緊急対応後の処理・措置（情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア等）を行うための事件・事故対策本部を速やかに開設できるようにしているか。
- 危機管理体制が機能する教職員研修を実施したか。
 - ・教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練
- 不審者を早期に発見する体制を整備しているか。
 - ・「関係者以外立入禁止」の立札や看板等による案内・順路指示、入口受付等の明示
 - ・不審者との区別をするための来訪者の名札着用
 - ・来訪者への、教職員の積極的なあいさつ、声かけ（用件を聞く等）
 - ・敷地や校舎への動線を管理可能なものに限定するための、登下校時以外の門扉管理（門を閉める、施錠する等）
 - ・校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況、非常通報装置や防犯カメラ（設置のある場合）等の定期的な点検・補修

3 情報収集・把握ができる体制の整備

- 不審者情報を共有する体制を整備したか。
 - ・校内での、教職員が情報共有する体制
 - ・近隣の学校（幼保・小・中・高校・特別支援学校）との情報共有ができる連絡体制
- 緊急時の対応に備えたか。
 - ・警察等の関係機関、保護者、地域の人、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制

4 登下校時の安全確保

- 通学路の安全点検を実施したか。（通学路指定の有無を問わず）
- 「子ども 110 番の家（ひなんじょ）」等の緊急避難できる場所を、子供一人一人に周知しているか。
- スクールガード・リーダー、スクールガードをはじめとする、保護者や地域の方々等の協力によるパトロール等を実施しているか。

5 学校開放等における安全確保

- 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。
- 学校に設置されている AED の設置場所を、利用者が分かりやすい場所に表示（掲示）しているか。

(2) 交通安全教育

ア 現 状

過去3年間の重大交通事故発生（報告）状況

※重大交通事故：死亡、もしくは10日以上欠席
(令和2年2月14日現在)

	小学校			中学校			高等学校		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
自転車	4	3	1	2	3	3	17	5	17
歩行中	5	7	3	1	1	1	1	0	1
バイク	0	0	0	0	0	0	3	3	4
その他	0	1	0	1	0	0	0	1	0
合計	9	11	4	4	4	4	21	9	22

- 〈小学校〉 ・ 重大事故総数は、昨年度より大幅に減少した。
- 〈中学校〉 ・ 重大事故総数は、3年連続横ばい。
- 〈高校〉 ・ 重大事故総数は昨年度より増加した。
・ 自転車乗用中の事故が大幅に増加した。

イ 課 題

(ア) 危険予測・危険回避能力の向上

○交通事故原因に対する対策

- ・ 児童生徒の過失（飛び出し、安全不確認等）によるものが多い。
 - 日常から身の回りの危険を予測し、危険を回避する実践力を向上させるための学習を充実させる。
- 交通ルールやマナーの知識だけでなく、交通社会の一員としての周囲への気遣いや配慮が必要であることを理解させる。

(イ) 安全行動の実践化（「交通事故防止 5つの行動」の徹底）

- 「交通事故防止 5つの行動（もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる）」を利用して、交通安全指導を日常から繰り返し粘り強く行う。

(ウ) 自転車交通事故防止

○自転車交通事故の原因に対する対策

- ・ 自転車乗車中の事故において、児童生徒に過失があった事例では、そのほとんどが一時不停止、安全不確認、前方不注意によるものである。
 - 自転車は車両の一種であり、運転する者は車両運転者として安全に正しく自転車を利用するよう指導を十分に行う。

○自転車による加害交通事故防止の徹底

- ・ 「刑事上の責任」、「民事上の責任」、「道義的責任」が問われることについて理解を深める。
 - 実際に発生した事故の事例を用いて事故の原因を探る等、事故を回避する行動力を高めるための学習を充実させる。また、あらかじめ他人の行動を予測し、思いやりをもって自転車を運転する態度を培う指導を行う。

ウ 対 策

- (ア) 学年・発達の段階に応じた系統的な指導計画を作成し指導時間を確保する。
- 交通安全教室等、各学校での指導内容・方法の工夫
- (イ) 調査・実験等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する等、効果的指導方法の工夫と改善を行う。
- 「安全教育指導資料」（平成 22 年 3 月 埼玉県教育委員会）の活用
 - 身近な事故例（事故箇所）や交通事故データ等を活用した指導
 - 「事件事故発生マップ」（埼玉県警ホームページ）の活用
 - 「カーナビデータ（急ブレーキ発生箇所図、平均走行速度図）」の活用（平成 25 年 1 月 埼玉県教育委員会配布）
 - 改正道路交通法による自転車運転者講習制度（平成 27 年 6 月 1 日施行）の周知
 - 埼玉県スマホアプリ「ポケットブックまいたま」（平成 28 年 1 月 15 日 埼玉県）
- (ウ) 学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力した指導を実施する。
- 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成 24 年 4 月 1 日施行）を周知
 - 自転車による損害賠償保険等への加入が義務化されたことの周知
 - 自転車乗用中のヘルメット着用を啓発

評 価

- 1 交通安全指導が、学校安全計画及び関連教科等の年間指導計画に位置付けられ、指導時間の確保・工夫により実施されているか。
 - 学級活動・LHR の時間の指導が計画的に行われているか。
 - 登校時、SHR 等に継続した交通安全指導が実施されているか。
- 2 危険予測、危険回避、体験を重視した訓練や実習を取り入れた指導の工夫がされているか。
- 3 家庭・地域社会と連携するための情報発信（学校だより等）をするとともに協力要請を行っているか。
 - 保護者や地域への日常的な啓発が行われているか。
 - 保護者や地域、市町村関係課、警察署と連携した取組を行っているか。

(3) 災害安全教育

ア 現 状（防災教育の実施状況）

- (ア) 地震災害に備える取組は、全校種とも確実に実践されている。
- (イ) 突風・竜巻、大雪、大雨・豪雨、落雷、土砂災害、新たな危機事象に対する取組の実施状況は、以下のとおりである。これらの自然災害は毎年大きな被害をもたらしており、備えが必要である。

【令和元年度学校健康教育実践状況調査から】（複数可）

内 容	小学校		中学校		高校(全日制)		高校(定時制)		特別支援学校	
	H30	R01	H30	R01	H30	R01	H30	R01	H30	R01
	706校	703校	356校	355校	136校	136校	24校	24校	41校	41校
突風・竜巻	403	538	151	253	24	84	5	15	8	24
大雪	150	243	69	111	13	29	5	5	1	7
大雨・豪雨	317	503	143	242	20	49	10	7	5	16
落雷	29	400	142	207	22	34	6	7	3	10
土砂災害	87	141	42	7	8	15	3	1	1	5
新たな危機事象への対応	310	327	129	17	19	35	5	5	4	9

- (ウ) 避難訓練だけでなく、引渡し、救助等の訓練や講話の実施の他、災害を想定した図上訓練、新たな危機事象への対応にも取り組み始めている学校もある。

イ 課 題

- (ア) 学校安全計画に基づく計画的・発展的な防災教育を実施すること。
火災・地震に限らず、異常気象（竜巻・突風・落雷・大雨など）や津波から身を守るための防災教育の実施についても留意すること。

- (イ) 自ら危険を予測し、回避するために主体的に行動する態度を育成すること。
- (ウ) 家庭や地域・関係機関等との連携による防災教育の推進に努めること。

ウ 対 策

(ア) 児童生徒、地域の実態に応じて、適切な時期に計画的に実施する。

- 避難訓練の実施の時期は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に応じるとともに、年間を見通した実施がされるよう、季節や他の安全教育との関連を考慮して適切に設定する。(教科等横断的なカリキュラムマネジメントに基づく計画的な実施)
- 各教科等における、防災に関する内容(地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等)に関する防災学習の時間を学校安全計画や年間指導計画に位置付けて、確実に実施する。その際、扱う時期と項目を一覧にするなどして、発達の段階に応じた系統的な指導の実施について配慮する。

安全教育指導資料(平成22年3月 埼玉県教育委員会)第3章 学校安全計画 P.44~49

(イ) 様々な場面を活用し、訓練内容を充実させる。

- 自らがその場の状況に応じた適切な避難行動ができるように「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」等の充実を図る。
- 訓練は、授業中だけでなく、休憩時間中等、様々な場面を想定して実施する。
- 訓練実施後は、必ず事後指導(振り返り)を行う。

令和元年度文部科学省委託事業 学校安全総合支援事業報告書

(令和2年2月 埼玉県教育委員会)

(ウ) 学校間、保護者、地域等との連携を密にする。

- 災害発生時を想定した引渡し訓練等を実施し、家庭との共通理解を図る。
- 消防署、各市町村の行政機関、地域の防災担当者等と連携した防災に関する取組を推進する。
- 各学校においては、避難所・避難場所の緊急施設として活用することができるよう、市町村、関係機関等との連携を図る。
- 自然災害(竜巻・突風・落雷・大雨・大雪・土砂災害・津波等)から身を守るための防災教育の充実を図る。

・ [県立学校版] 学校防災マニュアル～安心・安全な学校づくりのために～

(平成23年改訂 埼玉県教育委員会)

・ [県立学校版:追加資料] 学校防災マニュアル～竜巻から児童生徒の安全を守るために～

(平成25年 埼玉県教育委員会)

・ 降雪の対応等に関する調査のまとめについて

(平成26年 埼玉県教育委員会)

評 価

1 避難訓練の実施

- 避難訓練では、授業中・休み時間等、様々な場面を想定して実施したか。
- 避難訓練終了後は、事後指導(振り返り)を行っているか。
- 避難器具の使い方についての研修を行っているか。
- 訓練後、訓練の検証及び防災マニュアルの見直しを行っているか。

2 児童生徒の危機対応力

- 児童生徒が自ら考え、主体となって行動できるよう指導を行っているか。
- 登下校中に被災した場合の安全な行動についての指導を行ったか。
- 救急処置の方法について、発達の段階に応じた指導を行っているか。
- 社会の一員として活動すること(ボランティア精神等)に配慮した指導を行ったか。

3 家庭や地域・関係機関との連携

- 災害発生時における学校と家庭の共通理解が図られているか。
- 消防署、市町村の行政機関、地域の防災担当等との連絡体制が図られているか。
- 地域住民に、学校が避難所又は避難場所としての情報を発信しているか。
- 震災発生時、地域住民の避難について、市町村や地域の防災担当等と連携や調整を図り協力する体制が構築されているか。

2 安全管理

(1) 安全管理の徹底

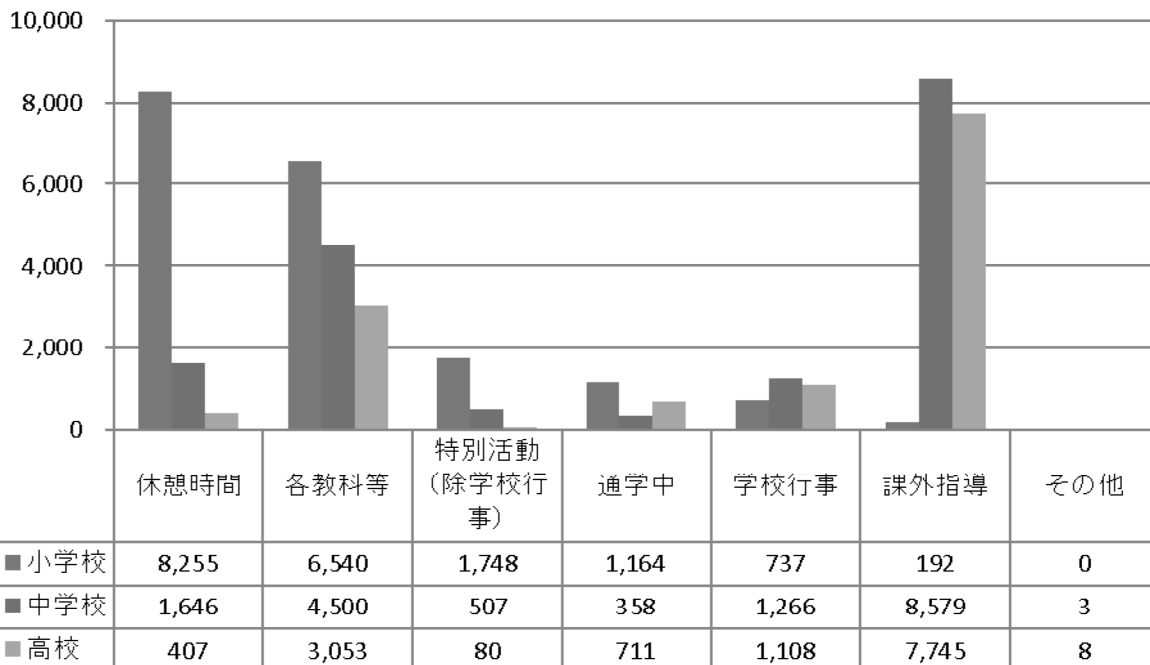
ア 現 状

(平成 30 年度学校管理下の災害発生状況：埼玉県)

(ア) 学校における負傷等の事故発生状況

独立行政法人日本スポーツ振興センター

平成30年度 災害発生状況



(イ) 学校環境・通学の安全管理

- 安全点検の実施状況 (令和元年度学校健康教育実践状況調査結果)

	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	特別支援学校
学期1回	8校	15校	127校	21校	5校
月1回	691校	337校	7校	4校	36校
月2回以上	4校	3校	2校	0校	0校

- 通学路の安全点検の実施状況 (令和元年度学校健康教育実践状況調査結果)

	通学路点検 (小、中学校のみ)
小学校	703校 (100%)
中学校	355校 (100%)

(ウ) 事件・事故災害発生時の安全管理

- 危険等発生時対処要領 (危機管理マニュアル) の見直し状況

(令和元年度学校健康教育実践状況調査結果)

	行事(訓練)終了毎 防災/防犯	学期終了時 防災/防犯	年度末 防災/防犯
小学校	179校/307校	16校/12校	508校/384校
中学校	55校/50校	14校/11校	286校/294校
高等学校(全定)	9校/3校	0校/0校	152校/158校
特別支援学校	10校/12校	0校/0校	31校/29校

イ 課 題

- (ア) 事故の防止

重点：体育的活動（運動部活動を含む）及び休憩時間における運動・遊び

- (イ) 定期、臨時、及び日常点検の実施と迅速・適切な事後措置による環境整備

- (ウ) 通学手段に対応した安全管理の徹底
- (エ) 危機発生時に対応できる組織づくりと連絡体制の整備
- (オ) 教職員の危機管理意識の向上（役割の明確化）

ウ 対 策

- (ア) 各学校において事故発生の状況を把握し、自校の児童生徒の行動などの実態に応じた安全管理を行う。
- (イ) 学校種、学校環境や地域の実情を考慮した安全点検表（対象や項目のチェックリスト）を作成又は見直すとともに、教職員全員による安全点検を確実にを行い、事後の措置を適切に実施する。また、防犯の観点からの安全点検も行う。
- (ウ) 通学の安全確保に当たっては、保護者、警察や地域の関係者等の協力を求めて、対策を講じる。また、中学校や高等学校における生徒の通学手段は自転車や電車等、多岐にわたるので、計画的な（定期的・継続的）安全教育を行う。
- (エ) 緊急事態に迅速・的確に対応し、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人がそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら臨機応変に対応できるよう、防犯訓練、研修会等で教職員の共通理解を図る。
- (オ) 訓練等をもとに「危機管理マニュアル」の見直し・改善を定期的に行う。

<危機管理マニュアル見直し・改善のポイント>

- 1 人事異動等による分担や組織の変更に対応しているか。
 - 2 施設設備や通学路、児童生徒の状況変化はないか。
 - 3 地域や関係機関等との連携に変更（連絡先、担当者等）はないか。
 - 4 防犯訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
 - 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から自校に不足している項目はないか。
（学校環境に即した避難経路及び避難場所の設定並びに避難計画、引渡しの判断、手順の明確化など）
 - 6 新たな危機事象への対応は記載されているか。
- ※ 見直し・改善の際には、「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月 文部科学省）を十分に活用する。

— 評 価 —

次の視点で安全管理の実施状況を評価する。

- 1 **安全管理の計画や体制**
 - 安全管理に関するマニュアル等は、適切に機能するように作成及び見直しを行っているか。
- 2 **学校生活の安全管理**
 - 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況を把握し、安全管理や安全教育に役立てているか。
- 3 **学校環境の安全管理**
 - 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置を行っているか。
 - 定期的に安全点検表の見直しを行い、危険箇所の把握ができているか。
- 4 **通学路の安全管理**
 - 通学路の点検とともに、地域安全マップの作成・見直し等により、安全指導や登下校時の安全確保につなげているか。
- 5 **事件・事故、災害発生時の安全管理**
 - 危険等発生時の応急手当（救急）や通報、緊急連絡体制が確立されているか。
 - 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように、研修や訓練を実施し、危機管理能力向上を図っているか。
 - 保護者への説明やマスコミ対応等の方策は万全か。

学校の危機管理「実際の対応マニュアル」（参考）

以下に示したものは、埼玉県教育委員会作成の「【県立学校版】学校防災マニュアル」や「【小中学校版：例】学校防災マニュアル」、文部科学省が作成した「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」、「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」を基に、近年の学校や児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題等を踏まえ、『災害発生時の初期対応における具体的視点・フローチャートの例』を示したものです。

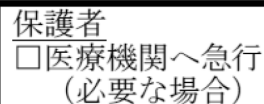
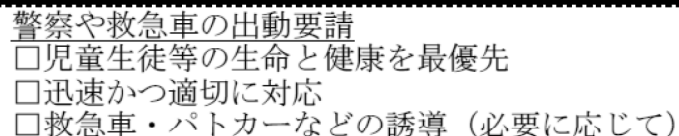
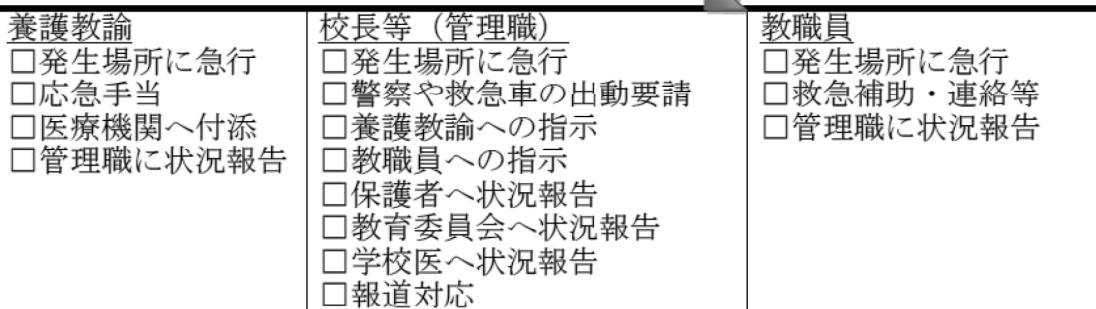
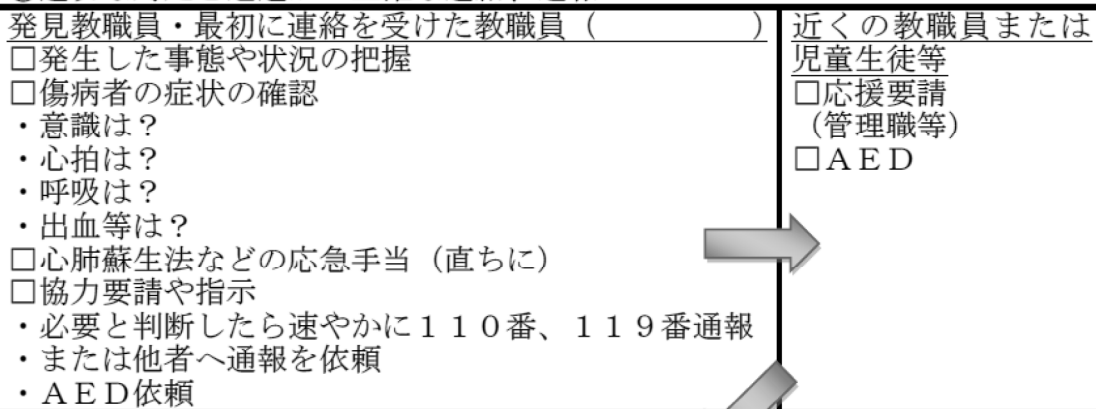
各学校におかれましては、本マニュアルを活用し、学校・地域の特性や実情に即した学校独自の危機管理マニュアルの見直し、教職員のさらなる意識の高揚につなげていただくようお願いします。

<事故発生時の対応マニュアル（基本）>

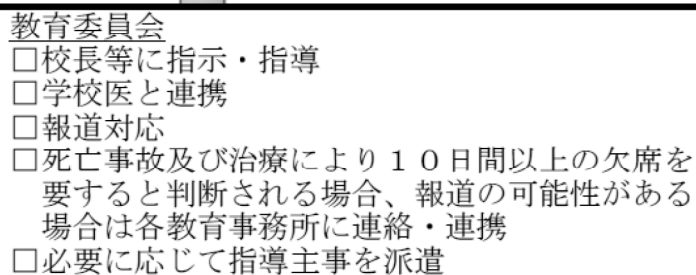
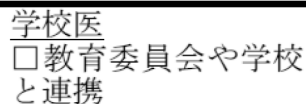
事故等発生！

【方針】

- ①児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
- ②冷静で的確な判断と指示
- ③適切な対処と迅速かつ正確な連絡、通報



医療機関



(1) 頭頸部外傷への対応マニュアル

事故等発生！

【方針】

- ①児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
- ②冷静で的確な判断と指示
- ③適切な対処と迅速かつ正確な連絡、通報

発見教職員・最初に連絡を受けた教職員（ ）

- 発生した事態や状況の把握
- 傷病者の症状の確認
 - ・意識は？
 - ・心拍は？
 - ・呼吸は？
 - ・出血等は？

<事故発生時の対応マニュアル（基本）>
をベースに対応に当たること

すぐには立たせないこと！

意識障害あり

意識障害なし

救急車の出動要請

- 児童生徒等の生命と健康を最優先
- 迅速かつ適切に対応
- 救急車などの誘導
(必要に応じて)

速やかに受診

- 医師の指示を仰ぐ

心肺蘇生法などの応急手当
(直ちに)

帰宅後（家庭）も6時間は急変の可能性があるので様子を見る

- 意識の状態
- まひや筋力低下
- しびれ、異常感覚
- 呼吸の状態

学校から家庭でも様子を見るよう保護者に伝えること

上の4つに異常があれば動かさずに速やかに
救急車の出動要請

(2) 熱中症への対応マニュアル

事故等発生！

【方針】

- ①児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
- ②冷静で的確な判断と指示
- ③適切な対処と迅速かつ正確な連絡、通報

発見教職員・最初に連絡を受けた教職員（ ）

- 発生した事態や状況の把握
- 傷病者の症状の確認
 - ・意識は？
 - ・心拍は？
 - ・呼吸は？
 - ・出血等は？

<事故発生時の対応マニュアル（基本）>
をベースに対応に当たること

けいれん、ふらつき、めまい、吐き気など、熱中症を疑ったら

意識障害あり

意識障害なし

救急車の出動要請

- 児童生徒等の生命と健康を最優先
- 迅速かつ適切に対応
- 救急車などの誘導
(必要に応じて)

涼しい場所へ避難

- 衣服をゆるめる
- 体を冷却
- 水分補給

心肺蘇生法などの応急手当
(直ちに)

症状が改善されない場合は
救急車の出動要請

* 意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請することも考える

(3) 校外活動時における事故発生時の対応マニュアル

事故等発生！

【方針】

- ①児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
- ②冷静で的確な判断と指示
- ③適切な対処と迅速かつ正確な連絡、通報

<事故発生時の対応マニュアル（基本）>をベースに対応に当たること

発見教職員・最初に連絡を受けた教職員（ ）

- 発生した事態や状況の把握
- 傷病者の症状の確認
 - ・意識は？
 - ・心拍は？
 - ・呼吸は？
 - ・出血等は？
- 心肺蘇生法などの応急手当（直ちに）
- 協力要請や指示
 - ・必要と判断したら速やかに110番、119番通報
 - ・または他者へ通報を依頼
 - ・AED依頼（事前に設置場所を確認）

近くの教職員

- 応援要請（管理職等）
- AED（確認）
- 他の児童生徒の安全確保、安否確認、二次被害防止
- 本部に状況報告

活動本部

養護教諭

- 発生場所に急行
- 応急手当
- 医療機関へ付添
- 管理職に状況報告

校長等（管理職）

- 事実確認
- 警察や救急車の出動要請
- 養護教諭への指示
- 教職員への指示
- 学校へ連絡・指示

教職員

- 発生場所に急行
- 救急補助・連絡等
- 管理職に状況報告
- 児童生徒の把握、誘導

警察や救急車の出動要請

- 児童生徒等の生命と健康を最優先
- 迅速かつ適切に対応
- 救急車・パトカーなどの誘導（必要に応じて）

学校

- 保護者へ状況報告
- 教育委員会へ状況報告
- PTAや自治会等に状況報告・協力を要請（メール等）

保護者

- 医療機関へ急行（必要な場合）

医療機関

学校医

- 教育委員会や学校と連携

教育委員会

- 校長等に指示・指導
- 学校医と連携
- 報道対応
- 死亡事故及び治療により10日間以上の欠席を要すると判断される場合、報道の可能性のある場合は各教育事務所に連絡・連携
- 必要に応じて指導主事を派遣

実施の可否判断

- 事故を回避するための具体的な手立てや危険回避の判断の基準などを明確にし、実施計画案に明記すること。
- 主たる活動についての実施・中止の判断基準を明記すること。
- 児童生徒の実態をふまえ、時間にゆとりを持たせた計画を立案すること。

安全管理

- 定時の健康チェックに加え、主たる活動開始前にも健康チェックを行い、児童生徒の健康状態を把握したうえで、活動への参加・不参加について適切に判断すること。
- 下見時から状況の変化はないか、設備の安全性、危険な生物、外部不審者の侵入などの確認をすること。
- 避難経路、AEDの保管場所や搬送ルートなどを児童生徒とともに確認すること。

校外活動時における地震への対応

- 事前に避難場所や学校や保護者への連絡方法などについて十分確認しておくこと。
- 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せる。
- 二次対応として、①素早い情報収集、②臨機応変な判断と避難を行うこと。
- 「正常化バイアス」*を打ち破って、最も安全と思われる行動を選択すること。

*「大したことはないだろう」「自分だけは助かるだろう」と考えてしまう根拠のない過小評価のこと

校外活動時における津波への対応

- 津波注意報・警報が発表された場合は、直ちに海岸での活動を中止し、安全な場所に避難すること。

校外活動時における落雷への対応

- 積乱雲が近づくサイン*を察知したら活動を中断し、児童生徒を速やかに屋内に退避すること。
- 近くに避難する場所がないような場合は、できるだけ姿勢を低くするとともに、地面との接地面をできる限り少なくすること。
- 高い木の近くは危険なので、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2 m以上はなれるようにすること。

- ※ 積乱雲が近づくサイン
 - ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
 - ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
 - ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
 - ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

校外活動時における竜巻への対応

- 事前にテレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報をこまめにチェックすること。
- 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」などの表現が使われていたら、積乱雲が発達しやすい気象状況なので、天気の変化に備えること。(活動の中止を検討する)
- 積乱雲が近づくサイン*を見逃さないこと。

- ※ 積乱雲が近づくサイン
 - ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
 - ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
 - ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
 - ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す

- 竜巻が起こったら*危険な場所から離れる、頑丈な建物に避難すること。

- ※ 竜巻が近づく際の特徴
 - ・ゴーというジェット機のような音がする
 - ・真っ黒い雲から地上に伸びる”ろうと”状の雲が見られる
 - ・トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞ったりする

(4) 災害発生時における基本的対応マニュアル【小・中学校】

「臨時休業」または「自宅待機」

次のような災害状況においては、学校は原則「臨時休業」または「自宅待機」とする。*

- 震度（5強）以上の地震が発生した場合
- 特別警報が発令された場合
- 大規模停電が発生した場合（学区及び隣接した地域など）
- 広域に交通機関が停止した場合

※ 各市町村地域防災計画に基づいて基本的対応を設定する。

各学校の通学範囲や通学路、通学方法等もそれぞれ異なることから、特に緊急時においては、結果的に同一地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合がある。こうした措置をとる場合には次のような対応も必要に応じて行うこと。

- 学校の設置者である市町村教育委員会との協議や報告をすること
- 中学校区内の各学校と連携を図ること
- 保護者等への説明を行うこと

※ 非常変災その他窮迫の事情があるときの臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき、学校長の判断によることになる。

「引き渡し」及び「学校留め置き」

在校時に「臨時休業」となる災害が発生した場合は、保護者等へ確実に引き渡す。(原則は保護者)

ただし、学校周辺及び通学路で安全が確認されない場合、保護者が帰宅困難な場合や連絡が取れない場合は学校に引き続き留め置く。

(児童生徒の安全確保、生命維持優先、保護者の安心感)

特別な支援を必要とする児童生徒への対応

特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、それぞれの教育的ニーズや「困難さ」に応じ、災害時の対応の具体的について教職員同士情報を共有する。

<具体例>

- ・車椅子の場合や背負って避難する場合、手を引いて移動する場合等、様々なケースを想定したシミュレーション等の訓練と準備を行う。
- ・登下校中の緊急時に備え、例えば、児童生徒が第三者に見せるだけで助けを求めることができるような連絡カードを作成する等、どのような場面でも対応できることを想定した準備を行う。

(5) 在校時の地震対応マニュアル

【方針】

- ①児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
- ②冷静で的確な判断と指示
- ③適切な対処と迅速かつ正確な連絡、通報

緊急地震速報受信！

地震の揺れ！

落ちてこない
倒れてこない
移動してこない

初期対応

児童生徒等

- 瞬時に「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を寄せる^{※1}

教職員等

- 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、適切な指示をする^{※2}
- 児童生徒等の安全確保と同時に教職員も自らの安全を確保する

※1 立っている教師より先に、座っている子供たちが揺れに気付くことが多い

※2 教職員等の指示を待たずに、児童生徒等が自ら判断し行動できるようにすることが大切である

ただし、児童生徒等が身を寄せた場所に危険があるようなら、教職員等は適切な指示をする必要がある

命を守る3つのポーズ[※]

命を守る3つのポーズ



① だんごむし（机がないとき）

- ✓両膝を地面につける
- ✓両手で頭を守る



② サル（机があるとき）

- ✓脚の真ん中か上の方をつかむ
- ✓4本脚の場合は斜めに
- ✓両膝を地面に



③ あらいぐま（火災のとき）

- ✓ハンカチで鼻と口をおおう
- ✓ティッシュはダメ
- ✓袖や裾・襟ぐりでもOK

落ちてこない
倒れてこない
移動してこない

※ 平成29年度「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」埼玉県事業報告書「慶應義塾大学環境情報学部地震災害研究室 准教授 大木聖子 氏 資料」より

二次対応

校長等（管理職）

素早い情報収集

・防災無線、インターネット、メール、電話、FAX、電池式ラジオ等

二次避難の迅速な判断・指示のために

想定される二次災害の例

津波

・河川を遡上して堤防を越えてくる津波

判断材料

- 1分以上の続く長い地震の揺れ
- 気象庁の津波情報、大津波警報
- 学校の立地条件*（河川の状況等）

避難場所

- 近くにあれば高台
- 建物の高層階や屋上

火災

・学校からの出火
・周辺の地域からの延焼・類焼

判断材料

- 校舎の巡回
- 学校周辺の状況
（通学路、避難経路）
- 消防署から情報収集

避難場所

- 校庭などの広い空間*
- 他の避難場所
- 広域避難場所

余震

・建物の倒壊
・落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものがない

判断材料

- 校舎の巡回
- 学校の耐震化の状況*

避難場所

- 校庭
- 近隣の耐震性のある建物
- 落ちてこない、倒れてこない、
移動してこない場所

その他の災害

・土砂災害 ・液状化 ・地盤 ・水害 ・雪害

※ 二次避難は、目的や意義、理由などを明確にするとともに、避難経路や避難場所を職員間で共通理解することが大切となる

避難場所・避難経路の明確化 二次避難の目的の明確化

校長等（管理職）

臨機応変な判断

「正常化バイアス」*を打ち破って、最も安全と思われる行動を選択すること

※「大したことはないだろう」「自分だけは助かるだろう」と考えてしまう
根拠のない過小評価のこと

空振りを恐れず、
躊躇せず、命最優先！